

## やまぐち木の家づくり推進事業実施要領

制 定 平成 25 年(2013 年)3 月 29 日 平 24 森林企画第 1375 号

一部改正 平成 25 年(2013 年) 8 月 1 日 平 25 企画流通第 287 号

一部改正 平成 27 年(2015 年) 3 月 31 日 平 26 企画流通第 860 号

### 第 1 趣旨

この要領は、やまぐち木の家づくり推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、事業実施に必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 補助金の交付申請

要綱第 4 条に基づく補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付する。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 優良県産木材認証審査実施要領第 5 項に基づく、製材工場が発行する県産木材産地証明書の写し
- (3) 優良県産木材認証審査実施要領第 8 項に基づく、やまぐち県産木材認証センターから交付された優良県産木材審査報告書
- (4) 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）（以下「建築基準法」という。）第 6 条第 1 項第 2 号及び第 4 号の申請が必要な木造住宅については、同法第 6 条第 1 項の確認済証及び確認申請書（建築物）第一面～第五面、設計図（平面図）の写し
- (5) 前号以外の住宅については、建築基準法第 15 条第 1 項の建築工事届出書第一面～第四面、設計図（平面図）の写し
- (6) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年 6 月 23 日法律第 81 号）第 5 条第 1 項に基づく、登録住宅性能評価機関から交付された設計住宅性能評価書の写し  
住宅性能評価項目は、耐震性が耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）、耐久性が劣化対策等級、省エネ性が断熱等性能等級とする。  
なお、交付申請時に性能評価の手続等で性能評価書の写しの添付が困難な場合は、性能評価機関への評価依頼文書の写しを添付するものとする。
- (7) 住宅建築箇所を表示した位置図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

### 第 3 補助金の交付決定

知事は、山口県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づく補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められた場合、予算の範囲

内で補助金の交付を決定し、補助事業者等に補助金交付指令書（別記第1号様式）により通知するものとする。

#### 第4 補助金の実績報告

要綱第5条に基づく実績報告書には、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 主要構造部材の施工完了後において、優良県産木材（優良県産木材の認証シールが貼付したもの。）の使用状況が分かる写真（5枚程度）、設置階ごとの遠景写真、及び建物の全景写真
- (2) 交付申請時に性能評価機関への評価依頼文書の写しを添付した場合は、登録住宅性能評価機関から交付された設計住宅性能評価書の写し
- (3) 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

#### 第5 検査

知事は、要綱第4条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査するとともに、優良県産木材認証基準に合致した木材の住宅建築工事への使用が確認できる時点において、施工状況について、次の各号により現地検査を行うものとする。

- (1) 現地検査を行う対象は、申請件数の10分の1に相当する件数を対象とし、その対象となる住宅は、提出のあった実績報告書10件単位で受理した順に10件目に相当するものとする。
- (2) 現地検査を行うときは、特別な理由がある場合を除き、あらかじめ検査日時等を補助事業者等に通知しなければならない。
- (3) 補助事業者若しくは建築業者等は、現地検査に協力するものとする。

#### 第6 補助金の額の確定

知事は、補助事業者等から要綱第4条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合には、額の確定を行い、その旨を補助事業者等に対し、別記第2号様式により通知するものとする。

#### 第7 補助金の交付の請求

規則第12条により、補助金の額の確定を通知された補助事業者等は、補助金交付請求書（別記第3号様式）を知事に提出するものとする。

## 第8 補助金の交付

知事は、第7に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

## 第9 補助金の交付決定の取消し及び返還

知事は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 提出書類に事実と異なる内容を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき
- (2) 要綱第2条の規定に基づく助成対象となる住宅に適合しないことが明らかとなったとき
- (3) その他知事が不相当と認めたとき

### 附 則

この要領は、平成25年(2013年)4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

### 附 則

この要領は、平成25年(2013年)8月1日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成27年(2015年)4月1日から施行する。